

2014年7月4日

中国国务院法制弁公室 御中

一般社団法人日本知的財産協会
アジア戦略プロジェクト
常務理事 別所 弘和

著作権法修訂草案送審稿に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「著作権法修訂草案送審稿」について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願ひ申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料： 著作権法修訂草案送審稿に対する意見

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会

事務局長 西尾 信彦

TEL：81-3-5205-3433

FAX：81-3-5205-3391

Email：nishio@jipa.or.jp

中華人民共和国著作権法（修訂草案送審稿）に対する意見 ①

件名	権利の起点が創作完成であること（修訂草案送審稿第 29 条）
現状／問題点	<p>修訂草案送審稿第 5 条 3 款では、「著作権は作品の創作した日より自動的に発生し、いかなる手続きも履行する必要がない。」と規定されている。</p> <p>一方、修訂草案送審稿第 29 条の第 2 款～第 4 款では、「創作完成後」との表現がある。</p>
希望内容	<p>第 29 条の第 2 款～第 4 款においても「創作完成後」ではなく、「創作後」のように著作権の保護期間が創作と同時に発生することが明確になるよう修正することを希望する。</p>
関連する法令等	修訂草案送審稿第 5 条 3 款
備考	

中華人民共和国著作権法（修訂草案送審稿）に対する意見 ②

件名	改編権の範囲について（修訂草案送審稿第13条2款(8)）
現状／問題点	<p>修訂草案送審稿第13条2款(8)では、改編権が「著作物を視聴覚著作物以外の異なる体裁又は種類の新たな作品に変換する権利」となっており、音楽作品の編曲などの改作行為を含むようには読めない。例えば楽曲の本質的なメロディーを変えずに、前奏部分や間奏部分にアレンジを加えるなどの行為は改編権に含まれないように読め、修訂草案送審稿第14条の派生著作物（演绎作品）の権利帰属も不明確になる。</p> <p>ベルヌ条約では改編権について「編曲、その他の改作」を含むように規定している。</p> <p>編曲等の改作を改編権の範囲に含めない場合には、偽物作品等がまかり通ることとなることを懸念する。</p>
希望内容	<p>修訂草案送審稿第11条2款(3)の同一性保持権（保护作品完整権）との区別のためにも、著作物の歪曲や改ざんに至らないような改編行為を経て二次的著作物を創作する行為が改編権に相当するよう規定することを希望する。</p> <p>具体的には、現行法の表現のまま“创作出具有独创性的新作品”、或いはベルヌ条約に沿って、改編権を規定することを希望する。</p>
関連する法令等	<p>現行中国著作権法第10条第1款(14)</p> <p>ベルヌ条約（1971年パリ修改条約）第12条</p>
備考	

中華人民共和国著作権法（修訂草案送審稿）に対する意見 ③

件名	原本（原件）所有者の権利について（修訂草案送審稿第 14 条
現状／問題点	<p>修訂草案送審稿第 14 条では美術作品等の「原本又は手稿」を対象としているが、昨今の著作分野の製作事情を鑑みると、その製作をすべてデジタル環境で行う場合など、原本であるか複製物であるかの識別が困難であるような作品が存在する。</p> <p>そうなると、作品の原本であることを知らずに作品の譲渡を受けた者が後日予想外の収益配分の請求にさらされる、原本の所有を主張する者が複数出現する、といった事態が生じ得るものと考える。</p> <p>同様に、修訂草案送審稿第 20 条、第 22 条、第 25 条などにも、原本所有者に関する規定が存在している。</p>
希望内容	<p>修訂草案送審稿第 14 条或いはその他の条文においてデジタル作品等の原本識別が困難であるものを除外するように規定するよう希望する。</p> <p>原本所有者に関する規定での原本判断方法等についても検討頂き、別途制定される保護弁法等での明確化を希望する。</p>
関連する法令等	
備考	

中華人民共和国著作権法（修訂草案送審稿）に対する意見 ④

<p>件名</p>	<p>未公表の作品の保護について（修訂草案送審稿第 29 条第 2 款, 第 3 款）</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>修訂草案送審稿第 29 条第 2 款及び第 3 款の但書では、「作品が創作完成後の 50 年以内（第 3 款は、25 年以内）に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない」と規定している。</p> <p>一方、修訂草案送審稿第 2 条第 1 款では、「中国の自然人、法人又はその他の組織の作品は、発表したか否かを問わず、本法の保護を享受する。」と規定している。</p> <p>2つの規定に矛盾が生じているため、修正すべきである。</p> <p>例えば、草案第 29 条に基づき公表前の作品が保護されないとすると、未公表の作品が権利者に無断で複製等された場合に権利行使できないと解することになる。</p> <p>また、権利者の意に反して第三者により作品が公表されてしまった場合、権利者の正当な公表と看做されずに保護を享受されない作品が公となってしまうこと。この場合不特定多数の者が複製などを行えることとなり、権利者の著作権を不当に害する結果となることを懸念する。</p>
<p>希望内容</p>	<p>修訂草案送審稿第 29 条 2 款及び第 3 款の但書を「作品がその創作後 50 年以内（同条第 3 款は、25 年以内）に公表されなかったときは、その保護期間は創作後 50 年（同条第 3 款は 25 年以内）を経過するまでとする。」と規定することを希望する。</p>
<p>関連する法令等</p>	
<p>備考</p>	

中華人民共和国著作権法（修訂草案送審稿）に対する意見 ⑤

件名	個人利用目的の複製について（修訂草案送審稿第43条第1款（一））
現状／問題点	<p>修訂草案送審稿第43条第1款（一）では、個人的な学習や研究目的での複製は許諾なく行うことが出来る旨規定されている。</p> <p>現行法では「鑑賞」目的での複製が認められている。音楽CDなどを購入した個人が、記録機能を備えた携帯型音楽プレーヤー等の装置に音楽著作物を複製して個人的鑑賞に用いることは権利者に不利益をもたらさないと考える。</p>
希望内容	<p>個人的な複製行為については、現行著作権法の規定を継承し、「鑑賞」目的を含めること、例えば“为个人学习・研究或者欣赏、复制他人已经发表的作品”と規定することを希望する。</p>
関連する法令等	
備考	

中華人民共和国著作権法（修訂草案送審稿）に対する意見 ⑥

件名	権利制限規定について（修訂草案送審稿第 43 条）
現状／問題点	<p>修訂草案送審稿第 43 条での権利制限は、機器の通常の使用や機器の修理等に付随して行われる作品の複製等が含まれていない。このような複製等のうち、作品の通常の利用の範囲内において行われるものであるものは除外してもよいと考える。</p> <p>機器の使用に伴う一時的な複製などを著作権の侵害であるという不当な主張がなされ、機器メーカーや保守業者がその業務の妨害を受けるおそれがある。</p> <p>また、撮影した写真に他人の作品が偶然に写り込んでしまうことがある。このような場合、権利者の権利を不当に侵害するものではないと考えられる。</p>
希望内容	<p>次のような行為が、修訂草案送審稿第 43 条第 1 款（十三）に該当することを明確にさせていただくことを希望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記録機能を有する機器に作品が記録されている場合、当該機器の修理を行う事業者がその作品をバックアップする場合。 ・ 情報ネットワーク事業者が、通信障害等を回避するために回線の二重化、記憶装置のミラーリング等を行う場合。 ・ 写真等を撮影する際に、背景に作品が意図せず写り込む場合
関連する法令等	日本著作権法第 47 条の 4、同第 47 条の 5、日本著作権法 2012 年改正案第 30 条の 2
備考	

中華人民共和国著作権法（修訂草案送審稿）に対する意見 ⑦

<p>件名</p>	<p>法定手続きにおける民間個人・単位の複製行為（修訂草案送審稿第 43 条第 1 款（七））</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>修訂草案送審稿第 43 条第 1 款（七）では、国家機関が公務執行のために合理的な範囲内で他人の著作物を使用することができると規定されている。しかしながら、例えば裁判の証拠資料や、特許の無効審判での証拠資料などとして民間個人や単位が第三者の著作物を複製して提出したい場合がある。</p> <p>これらのような行為は権利者の権利を不当に侵すものではない。</p>
<p>希望内容</p>	<p>「国家機関が公務執行」という主体限定を外し、且つ、その目的を「行政手続きのために」などと修正していただくことを希望する。</p>
<p>関連する法令等</p>	
<p>備考</p>	

中華人民共和國著作權法（修訂草案送審稿）に対する意見 ⑧

件名	技術的保護手段（修訂草案送審稿第 68 条第 1 款）
現状／問題点	<p>修訂草案送審稿第 68 条第 1 款では、著作物等が「複製、閲覧、鑑賞、運用、翻案される、又はネットワークを通じて伝達されるのを防止、制限するために講じる有効な技術、装置又は部品」が「技術的保護手段（技術保护措施）」として定義されているが、アクセスコントロールを含む極めて広範なものであり、第 69 条等との関係で、過度な行為規制につながる懸念される。</p> <p>著作権保護と正当な著作物利用行為を妨げないこととのバランスを考慮した上で、回避行為を規制対象とする「技術的保護手段」の範囲について、より適切な定義を設けるべきと考える。</p>
希望内容	「技術的保護手段」の定義を、著作権等の法定された支分権を侵害する行為の防止、抑止のために用いられるものに限定する、等の修正を希望する。
関連する法令等	日本著作権法第 2 条第 1 項 20 号
備考	

中華人民共和国著作権法（修訂草案送審稿）に対する意見 ⑨

<p>件名</p>	<p>二度以上の故意侵害に対する罰則強化について（修訂草案送審稿第76条第2款）</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>二度以上の故意侵害に対する罰則強化の導入を歓迎する。 一方で「二度以上」というのは、不明確である。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ侵害者が全く同一の著作物に対して侵害行為を繰り返す ・ 同じ侵害者が異なる著作物に対して侵害行為を繰り返す ・ 同じ侵害者が別の住所で同じ侵害行為を行う ・ 実質的には同じ侵害者が別の組織を名乗って同じ侵害行為を行う ・ 同じ侵害組織体が経営者のみを変更して同じ侵害行為を行う <p>など、様々な形態が考えられる。</p>
<p>希望内容</p>	<p>下部規則（中国著作権法実施条例など）で、「二度以上」に該当する故意侵害の類型として、上記のような行為が適用されることを規定いただくよう希望する。</p>
<p>関連する法令等</p>	
<p>備考</p>	

《中華人民共和国著作権法》（修訂草案送審稿）に対する意見 ⑩

<p>件名</p>	<p>職務著作に対する従業員への奨励について（修訂草案送審稿第 20 条第 4 款）</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>修訂草案送審稿第 20 条第 4 款では、職務著作について事業体が著作権を享受する場合に、その著作物の数や質に応じてしかるべき奨励を従業員に与えることを規定している。</p> <p>例えば、コンピュータプログラムなどのように数十人から数百人の従業員が関与し、かつ、様々な工程に分かれて作成される著作物がある。この場合、作業工程や作業範囲によって各従業員の貢献度に差が生じる。</p> <p>また、全部或いは一部の作業を他の事業体に委託し、著作権を自社に帰属させる場合、著作者は当該委託先の事業体の従業員ということになる。この委託先の事業体と従業員との間に取り決めは様々であり、場合によっては取り決めが無いということもある。</p> <p>更に、原著作物を元に別の従業員（著作者）によって二次的著作物が創作されることもある。</p> <p>このように著作物の作成には多数の著作者が複雑に関係する可能性があり、従業員を特定し奨励するのは現実的でなく、従業員間での不公平性も生じ得る。</p> <p>以上のように、職務著作については、職務として創作した著作物については、その権利帰属や著作物の取扱い方などについて、事業体と従業員との間で自由に取り決めべきである。</p>
<p>希望内容</p>	<p>修訂草案送審稿第 20 条第 4 款を削除することを希望する。</p>
<p>関連する法令等</p>	<p>修訂草案送審稿第 21 条</p>
<p>備考</p>	

《中華人民共和國著作權法》（修訂草案送審稿）に対する意見 ⑪

件名	職務著作に対する従業員への奨励について（修訂草案送審稿第 20 条第 4 款）
現状／問題点	<p>修訂草案送審稿第 20 条第 4 款では、従業員は編集方式により創作した著作物を出版できると規定している。</p> <p>事業体に帰属した著作物を、従業員が自由に編集し出版するということは事業体に多大な損害をもたらす可能性がある。仮に損害をもたらさないにしても、このような出版を従業員が望めば、事業体と取り決めを行うことで処理できることである。</p>
希望内容	修訂草案送審稿第 20 条第 4 款を削除することを希望する。
関連する法令等	修訂草案送審稿第 21 条
備考	